

ち い き みどり
地域緑のまちづくり



横浜みどりアップ計画

平成 31 年度 一次提案募集要項

■ 地域緑のまちづくりとは

地域緑のまちづくりとは、市民の皆様が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、市との協働により緑化を進めるものです。

地域の皆様の「緑や花いっぱいのもちをつくりたい」という提案を募集し、一次選考・二次選考を経て市と協定を締結した団体に、提案を実現するための助成金を交付します。

■ 募集受付期間

平成 31 年 6 月 3 日 (月) ~ 6 月 10 日 (月) 【必着】

■ 「募集要項」の目次

1	応募から助成までの流れ-----	2 ページ
2	応募条件-----	3 ページ
3	助成内容-----	4 ページ
4	選考について-----	5 ページ
5	提案計画づくり支援について-----	6 ページ
6	応募書類、応募方法-----	7 ページ
7	Q&A-----	8 ページ

■ 問合せ先

横浜市環境創造局みどりアップ推進課（緑化推進担当）

受付時間：土・日・祝日を除く 8：45-17：15

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1-1 関内中央ビル6階

電話番号：045-671-3447 FAX 番号：045-224-6627

E-mail：ks-ryoka@city.yokohama.jp

ホームページ

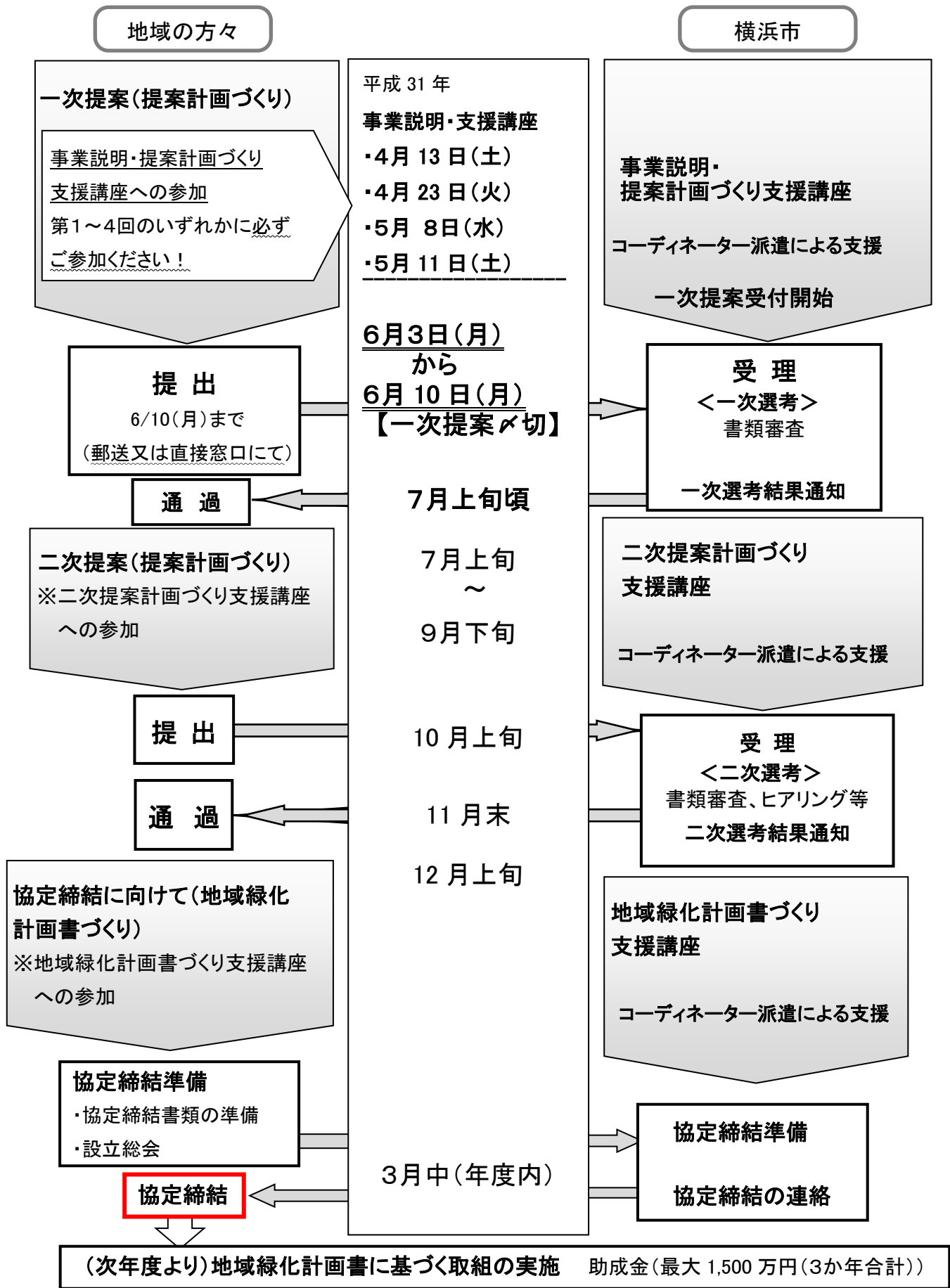
地域緑のまちづくり

検索



★事業に関する情報を随時Eメールでメールニュースとして配信します。
メールニュースの配信を希望する方は、上記ホームページで登録してください。

■ 応募から助成までの流れ



■ 応募条件

〈提案場所〉以下の条件を全て満たす場所

① 原則として、横浜市内の市街化区域内

※市街化区域と一体的に事業を実施する場合は、提案場所の一部に隣接する市街化調整区域を含むことができます。

② 原則として、民有地（ただし、公有地及び公共施設の場合で、施設管理者の使用又は占用等の承諾を得て、一部使用する土地も対象とすることができます。）

※既に「地域緑のまちづくり」の協定を締結している地区は、その協定期間中は原則として応募することができません。

〈応募団体〉以下の条件を全て満たしている団体

① 以下のいずれかに該当する **5人以上**（注1）の住民等から構成される団体であること。

- ・提案場所又はその近隣に**居住する方**（居住者）
- ・提案場所又はその近隣に**勤務する方**（在勤者）
- ・提案場所又はその近隣の**土地や建物等を所有する方**（所有者）

注1：・同一世帯、同一法人の方の場合、応募団体の条件として数える人数は、2人までとします。

- ・1つの法人やその構成員のみでの申請はできません。
- ・協定締結までに、10人以上の正式な団体を結成する必要があります。

※既存団体でなくても構いません。

② 提案する事業を自らが主体となつて行う意欲があること。

〈応募内容〉以下の条件を全て満たしている提案

① 緑化に関する整備や活動であること。

② 提案する団体に加入していない市民も楽しむことができる**公共性・公益性**があること。

③ **住民等が主体**となつて取り組むこと。

④ 緑化整備する場所が明確で、整備後も**良好に維持管理**できること。

⑤ **助成対象となる提案**であること。（以下、助成内容を参照）

※提案の前に、提案場所の土地や建物の所有又は借りている等の実質的な使用権利を持っている方に、提案内容について事前に説明しておいてください。

注2：対象外となる提案

- ・既存緑地の維持管理のみを目的とした提案（単なるせん定、除草など）
- ・営利、宗教、政治又は選挙活動を目的とした提案
- ・地域の住民等の参加がなく、特定の個人や自らの所有又は管理する敷地を緑化することのみを目的とした提案
- ・公序良俗に反する提案
- ・建築物の新築、増築又は改築に伴うものの場合、法令等に定める緑化率の規定を満たすための**義務的な緑化**
- ・国、地方公共団体又はそれらの外郭団体及び民間団体等から資金的支援を受けている又は受けようとしている内容が含まれる提案

■ 助成内容

二次選考を通過し、本市と協定を締結した団体に対し、以下のものについて助成金を合わせて3か年で最大1,500万円（助成額については、地域緑化計画書に基づく各年度の予算の範囲内）、助成金による支援を行います。なお、助成金交付を受けて緑化整備等を行った場合、以下の義務が発生しますので、ご注意ください。

- ・整備した緑の維持管理を良好に行うこと。
- ・助成金で整備した財産について、原則として5年間は処分しないこと。

● 民有地緑化＜地域の緑の創出＞

項目		対象経費	助成率
1	設計等経費	民有地の緑化整備の実施設計、工事監理費等	100%以内
2	緑化整備等経費	民有地の緑化整備に係る工事費	90%以内

● 景観木保全＜地域に親しまれている木を守る＞

項目		対象経費	助成率
1	調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・景観木の保全対象について、調査及び指定同意を得るために必要な経費（印刷費、通信運搬費） ・景観木を地域に周知するための銘板作成費 	100%以内
2	診断書作成費	樹木医による診断書作成に要する経費（1本につき1回まで）	100%以内、上限2万円/本
3	治療費	診断書に基づき、衰退が認められた景観木の健康を取り戻すために行われる治療に要する経費のうち、以下のもの（1本につき1回まで） <ul style="list-style-type: none"> ・枝や幹等の直接的な治療 ・せん定 ・病虫害の防除 ・植栽基盤の改良及び発根促進 ・支柱や保護柵の設置 ・周辺環境の整備 	100%以内、上限5万円/本
4	環境整備費	診断書に基づき、景観木の健全な育成、美観の維持、形状の調整及び病虫害の予防のための管理予防に要する経費のうち、以下のもの（1本につき1回まで） <ul style="list-style-type: none"> ・せん定 ・病虫害の防除 ・植栽基盤の改良 	

●地域緑化活動<緑を良好に育てるための質の高い維持管理活動や緑化等について学ぶ研修、地域の緑についてPRし、多くの住民等に緑化に取り組んでもらうための広報など>

項目		対象経費	助成率
1	維持・管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識と技能を必要とする維持管理のための業務委託費 ・緑化施設の維持管理のための園芸資材等・材料費 ・機材購入、リース費 等 	100%以内、 項目1～4の合計の 上限100万円/年度
2	広報・研修費	広報、研修のために要する経費のうち、以下のもの <ul style="list-style-type: none"> ・広報物、研修資料の製作費 等 ・研修費（講師料、教材費、外部の研修への参加費 等） 	
3	事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、図書購入費 ・印刷製本費 ・総会又は会議のための会場借上げ費 ・イベント開催時に必要な損害保険加入費 	100%以内、 上限10万円/ 年度
4	諸雑費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中の飲料購入費 ・通信運搬費 ・交通費 等 	100%以内、 上限4万円/ 年度

■ 選考について

提案された計画は、一次及び二次選考で審査されます。

<一次選考> 横浜市による書類審査を行います。一次選考は、8団体程度を採択する予定です。

審査項目	審査の視点	配点
事業理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨や助成金を活用することを理解し、助成事業としてふさわしい提案であるか。 ・地域の特性を理解したうえで、本事業に応募する必要性が把握されており、目標像や目指すべき方向性が定められているか。 	20点
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の場所が具体的で、整備内容がイメージされており、地域にふさわしい緑が増える提案になっているか。 ・多くの市民が緑を実感できる提案になっているか。 ・提案団体が、主体的に地域の緑化活動を行う提案となっているか。 ・活動を推進していくための方法が考えられているか。 	20点
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ならではの発想を生かした、創意工夫のある提案となっているか。 	5点

＜一次選考基準＞

- 審査項目（「事業理解」、「計画内容」及び「創意工夫」の合計点が27点以上（合計45点の6割以上）

＜二次選考＞ 横浜市による書類審査と現地確認、横浜市及び有識者（緑化、まちづくり、環境、都市デザイン、本事業経験者）によるヒアリングを行った上で、横浜市が審査します。

● 審査ポイント

一次選考の審査項目に加え、具体性、継続性、地域合意形成など、計画の熟度が審査ポイントとなります。

■ 提案計画づくり支援について

提案計画書の作成にあたっては、まちづくりの専門家（コーディネーター）による支援を受けられます。

＜一次提案計画づくり支援＞

事業説明・提案計画づくり支援講座に参加され、支援を希望する団体に、コーディネーターの現地派遣を行います。コーディネーターが皆さまの地域にお伺いして、提案計画づくりに役立つアドバイス等を行います。

期間：平成31年4月上旬（第1回事業説明・提案計画づくり支援講座実施後）～6月10日（月）
（一時提案応募締切）まで

期間内で2回程度（1回あたりの時間：半日）

内容：専門家（コーディネーター）が皆様の地域にお伺いし、皆様と一緒に計画対象場所を見学した後、ご相談をお受けします。

時間：現地視察：1時間～1時間30分程度、意見交換：1時間～1時間30分程度

※現地視察後、意見交換ができる会議室、集会所等の確保をお願いすることがあります。また、応募団体のメンバーの方ができるだけ多く参加できる日時となるよう調整をお願いします。

※詳細は、事業説明・提案計画づくり支援講座でご説明致します。

＜二次提案計画づくり支援＞

一次選考を通過した団体は、二次提案計画づくり支援を受けられます。コーディネーターが皆さまの地域にお伺いして、一次提案より具体的な提案計画となるよう、計画的に支援を実施します。

※詳細は、「二次提案募集の説明会」でご説明致します。

■ 応募書類・応募方法

応募の際は、以下の書類を提出していただきます。(様式は、ホームページにも掲載しております)
ホームページアドレス：

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/3ryokuka/chiikimidori/chiikimidori2.html

書類は、下記の申込先へ**郵送又は窓口**にて、募集期間内にご提出ください。なお、郵送の場合は提出から約1週間以内に記載漏れ等の確認と受付完了の連絡をします。ので、**連絡がない場合は、必ず問合せ先に問い合わせてください。**

また、窓口にて直接提出する際は、その場で記載漏れ等を確認するので、**必ず事前に電話で受付予約をしてから**お越してください。

● 提出書類

公開する資料については、市民の閲覧に供します。

〈一次選考〉

- ①一次提案「応募申込書」(第1号様式)【必須】【非公開】
- ②一次提案「提案書」(第2-1、2-2、2-3号様式)【必須】【公開】
- ③提案計画の範囲図【必須】【公開】
- ④提案に関する資料(A4判2ページまで別添可)【公開】

★一次提案応募締切★

平成31年6月10日(月)【必着】

● 申込先：横浜市環境創造局みどりアップ推進課(緑化推進担当)

〈郵送〉〒231-0017

横浜市中区港町1-1 関内中央ビル6階

〈窓口〉予約電話番号：045-671-3447

受付時間：土・日・祝日を除く8:45-17:15

※郵送提出から約1週間以内に**連絡がない場合は、必ず問合せ先に問い合わせてください。**

Q&A

Q1：取組対象範囲の最低面積の制限はありますか。

A1：制限はありません。1敷地でも応募は可能ですが、選考の際の審査項目の一つとなります。

Q2：公共施設での取組は対象となりますか。

A2：公共施設での取組は、正式に使用承諾や占用許可を得たうえで緑化する場合は、対象となります。応募するまでに、所管部署と話しておく必要があります。また、緑化整備したものは、原則として団体に管理することなどが条件となります。

Q3：現行の「地域緑のまちづくり」の地区内にありますが、提案者又は内容が異なる場合は応募できますか。

A3：既に協定締結がされている地区内では、その協定締結期間中は、原則として提案者が異なる場合でも応募はできません。地域の緑化の支援を市と協働で進めたい場合は、既存の緑化推進団体へ相談してください。（既に協定締結している地区は、ホームページで紹介しています。）

Q4：マンションの管理組合で応募できますか。

A4：管理組合との会計を明確に分け、別に団体規約を作っていただく必要があるため、マンションの住民の方々に、新たに団体を立ち上げることができれば、応募できます。

Q5：管理組合や町内会などの既存の団体でなくても応募できますか。

A5：既存の団体でなくても応募できますが、二次選考通過後、本市と協定を締結するまでに10人以上の正式な団体を結成する必要があります。

Q6：法人（企業）は応募できますか。

A6：法人単独での応募はできません。地域住民（その法人に属さない者）と共同で応募してください。

Q7：団体を構成するメンバーは、同一世帯（同一法人）から複数いてもよいのですか。

A7：「応募申込書」における応募団体の条件として数える人数は、同一世帯の場合は、2人までとします。ただし、団体のメンバーとして登録することについては、特に制限はありません。

Q8：ヨコハマ市民まち普請事業など、他の助成を受けた団体でも、応募できますか。

A8：異なる計画内容であれば、応募することができます。

Q9：計画期間の定めはありますか。

A9：横浜市と協定を締結した年度の次年度を1年度目とし、3年度目までを計画期間とします。

Q10：提案できる内容はどのようなものですか。

A10：既存の緑地の剪定等の維持管理を主目的としているものや緑化整備をしない設計だけの内容は、対象外となります。既存緑地を対象とする場合は、質を高める緑化に再整備する内容であれば提案できます。また、既存の花壇等へ花苗の植え替えや緑化の普及啓発のための講習会や広報誌の発行等による地域緑化活動などでも、提案することができます。

Q11：既存の樹木や構造物を撤去して再整備する場合は、その撤去費用は見てくれますか。

A11：案件ごとに審査することになりますが、原則として、撤去を目的とした費用は対象となりません。

Q12：実際に、緑化設計や緑化工事をする際は、専門業者に実施させる（委託する）ことはできますか。

A12：助成金の規定により指定されている業者（市の有資格者名簿に市内の区分で登録されている業者）の中から選び、委託することができます。ただし、除草等の日常の維持管理については、基本的に専門業者に委託することはできません。

Q13：地権者の同意はいつのタイミングで取れていればよいですか。

A13：二次提案するまでに、事業趣旨を含めて提案内容（緑化の内容や規模等）を説明したうえで、口頭で同意を得ておいてください。正式な同意書は、整備実施時（助成金申請時）に改めて提出していただきます。なお、一次提案する際は、同意がなくても構いませんが、提案内容について事前に丁寧に説明しておいてください。

Q14：周辺住民への説明はいつのタイミングで行えばいいですか。

A14：対象範囲の住民や関係者には、選考結果が出た後だけではなく、選考の途中段階から進捗も含めて、検討中の提案内容を丁寧に説明し、理解を得られるようにしておいてください。

Q15：緑化整備したものの所有権はどこになりますか。いつまで担保しなければなりませんか。

A15：所有権は助成を受けた団体及び土地の所有者等にあります。助成事業完了後、少なくとも5年間は良好に維持管理する必要があります。

Q16：協定締結後、計画通りに進まなかった場合はどうなるのですか。

A16：できるだけ計画通りに進むよう努めていただきます。協定締結期間内を過ぎると、それ以降は助成金を受けられなくなります。

Q17：計画期間終了後、緑化整備したものの管理は誰が行うのですか。

A17：助成を受けた団体や土地所有者が行います。計画する際に緑化整備後の維持管理については、よく協議してください。

Q18：提案中に辞退できますか。

A18：提案中に辞退することはできますが、できるだけ避けていただくようお願いします。

Q19：推進団体に加入もしくは関係している業者や個人に対し、助成金を活用して緑化整備や維持管理用品等を発注したり、研修会の講師を依頼したりできますか？

A19：営利を目的としていると誤解を招く恐れがありますので、避けてください。